

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 別表第1（第3条関係） 1 略 2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理 （1）及び（2） 略 （3） 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。 （4）及び（5） 略 | 別表第1（第3条関係） 1 略 2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理 （1）及び（2） 略 （3） 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第10項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。 （4）及び（5） 略 |

附 則

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）の施行の日から施行する。